

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改 正 前					改 正 後					備考
第 1 章～第 6 章（略）					第 1 条～第 9 条（略）					
附則（略）					附則（略）					
図一 1 （略）					図一 1 （略）					
表 1 （略）					表 1 （略）					
表 2					表 2					
大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容 容	大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内 容	
環 境 の 自 然 的 構 成 要 素 の 良 好 な 保 持 に 係 る 環 境 要 素 ～ 生 物 の 多 様 性 の 確 保 と 多 様 な 自 然 環 境 の 保 全 に 係 る 環 境 要 素	(略)	(略)	(略)	(略)	環 境 の 自 然 的 構 成 要 素 の 良 好 な 保 持 に 係 る 環 境 要 素 ～ 生 物 の 多 様 性 の 確 保 と 多 様 な 自 然 環 境 の 保 全 に 係 る 環 境 要 素	(略)	(略)	(略)	(略)	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改 正 前				改 正 後				備考
快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源 （自然的 景観資源 及び文化的 歴史的 景観資源）	土地の形状の変更（既存 工作物の撤去含む）に伴 う自然的景観資源及び文 化的歴史的景観資源の消 失又は改変による影響。 土地の形状の変更、工作 物の存在、土地又は施設 の利用等に伴う自然的景 観資源及び文化的歴史的 景観資源の周辺環境変 化による影響 自然的景観資源は山、海 岸、河川、湖沼、樹林等 の自然物、文化的歴史的 景観資源は歴史的文化遺 産、まちなみ、ランドマ ークとなる工作物等の土 地と一体となった人工物 の他、祭り、伝統芸能等 の場を含む	快適な生活環境の保全に係る環境要素	景観	景観資源 （自然的 景観資源 及び文化的 歴史的 景観資源）	土地の形状の変更（既存 工作物の撤去含む）に伴 う自然的景観資源及び文 化的歴史的景観資源の消 失又は改変による影響。 土地の形状の変更、工作 物の存在、土地又は施設 の利用等に伴う自然的景 観資源及び文化的歴史的 景観資源の周辺環境変 化による影響 自然的景観資源は山、海 岸、河川、湖沼、樹林等 の自然物、文化的歴史的 景観資源は歴史的文化遺 産、まちなみ、ランドマ ークとなる工作物等の土 地と一体となった人工物 の他、祭り、伝統芸能等 の場を含む	
		眺望地点 眺望景観	土地の形状の変更、工作 物の存在等に伴う不特定 多数の人が利用する眺望 地点及び眺望景観の変化 （景観資源の眺望の阻害 含む）による影響			眺望地点 眺望景観	土地の形状の変更、工作 物の存在等に伴う不特定 多数の人が利用する眺望 地点及び眺望景観の変化 （景観資源の眺望の阻害 含む）による影響	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改 正 前				改 正 後				備考
	ふれあい活動の場	ふれあい活動の場	市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響		ふれあい活動の場	ふれあい活動の場	市民の自然とのふれあいの場として日常的及び非日常的に利用されている自然に対する、土地の形状の変更、湛水等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による利用への影響	
	文化財	指定文化財等	指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接影響		文化財	指定文化財等	指定文化財又はこれに準じる歴史的資源に対する、土地の形状の変更等による直接的影響 また、工事、施設の存在等による文化財等周辺の雰囲気等への間接影響	
		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響			埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地に対する、土地の形状の変更等による直接的影響	
	安全	危険物等	主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響		安全	危険物等	主として施設の稼働において、高圧ガス、危険物を貯蔵し、取り扱うことに伴う安全への影響	

新旧対照表（千葉市環境影響評価等技術指針）

改 正 前				改 正 後				備 考
	地域分断	地域分断	土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響		地域分断	地域分断	土地の形状の変更、工作物の存在、水象の変化等に伴って生じる、地域コミュニティの一体性又は地域住民の日常的な交通経路への影響	太陽光発電事業者が反射光の環境影響評価が必要だと認知できるよう、反射光を例示する。
	その他		その他快適な生活環境の保全に係る影響		その他		その他快適な生活環境の保全に係る影響（ <u>反射光等</u> ）	
地球環境保全への貢献の係る環境要素	(略)	(略)	(略)	地球環境保全への貢献の係る環境要素	(略)	(略)	(略)	
表3～表5（略）				表3～表5（略）				
様式第1号（略）				様式第1号（略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この技術指針は、令和 年 月 日から施行する。